

少年事件Q&A

【テーマ】

少年の虚偽の自白を防ぐために、捜査段階でどのような活動が必要か。

【答え】

捜査段階の弁護士として求められる活動は、基本的に成人事件と異ならない。ただ、少年は、成人より容易に虚偽の自白をしてしまいがちなので、その点を踏まえた手厚い活動が必要である。暴力的な取調べのほか、「正直に言えば少年院に行かないですむ」と言われたり、「共犯者は皆自白した」と言われて、虚偽の自白をしたケース等が報告されている。

【解説】

●最低限必要な活動

- ①まず、事実と異なる調書が作成された場合に、これを審判で争うことは極めて困難であることを少年に理解させることが重要である。さらに、取調べの立会いを求めるべきだが、実際には、立会いが認められたケースは少ない。そこで、少年に対しては、弁護士に相談した上でなければ調書に署名しないように約束させ、警察にもその旨、申し入れておく。
- ②その上で、少年を励ますとともに、取調方法が適切に行なわれているかを確認するために、できるだけ頻繁に、できれば毎日、少年に接見を行なうようにする。少年には、接見終了の際、次回の接見日時を伝え、これを守ることが重要である。厳しい取調べを受けていても、何時になったら弁護士が面会に来てくれるということが分かっているならば、頑張れる可能性が高い。逆に、約束の日時に面会に行ったら、取調べ中でも中断させ、接見を求めるべきである。
- ③このように否認事件の弁護活動は接見だけでも忙しいので、複数の弁護士で共同受任することが望ましい。
- ④警察官による不当な取調べが行なわれている場合には、検察官及び警察官に対して、直ちにやめるように口頭や文書で申し入れる。不当な捜査について、警察はこれを否定するが、弁護人

の申し入れによってブレーキがかかることは少ない。

- ⑤他方で、少年の言い分を裏付けるための証拠（アリバイや物証等）を早急に調査することが必要である。少年の言い分を、そのまま検察官や警察官に主張することがいいかどうかは慎重に判断すべきである。裏付けがない段階で主張すれば、つぶされる危険がある。

●さらにこんな工夫も

- ①少年から聞き取った内容を弁護士が聴取書にまとめ、公証役場で確定日付を得ておけば、少年がいつの段階でどのような主張をしていたかの証拠になるので、仮に自白調書が取られてしまった場合などに、争う手がかりとなる。
- ②捜査段階での身体拘束に関し、勾留に代えて観護措置をとり鑑別所に収容する方法（少年法43条）、勾留する場合でも勾留場所を少年鑑別所とする方法（同48条2項）が定められている。否認事件では、代用監獄における長時間にわたる不当な取調べを回避するために重要であり、検察官や勾留担当裁判官に対して、これを活用するよう申し入れるべきである。勾留場所を代用監獄とするという勾留決定に対して、準抗告申立てをして認められたケースもある。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
須納瀬 学）